



山形県公報

平成20年3月11日(火)
第1924号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                      |         |        |
|--------------------------------------|---------|--------|
| 山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....       | (人 事 課) | ...321 |
| 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... | (環境企画課) | ...322 |

### 訓 令

|                                                                 |         |        |
|-----------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....                              | (人 事 課) | ... 同  |
| 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令.....                                    | ( 同 )   | ...324 |
| 昭和33年7月県訓令第27号(県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準)の一部を改正する訓令..... | ( 同 )   | ...325 |
| 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....                                 | ( 同 )   | ... 同  |
| 網木川ダム操作規則.....                                                  | (河川砂防課) | ...326 |

### 告 示

|                                    |                  |        |
|------------------------------------|------------------|--------|
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....   | (最上総合支庁福祉課)      | ...329 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....   | ( 同 )            | ... 同  |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | ( 同 )            | ... 同  |
| 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定.....       | (森 林 課)          | ...330 |
| 県道の供用の開始.....                      | (村山総合支庁西村山建設総務課) | ... 同  |
| 開発行為に関する工事の完了.....                 | (村山総合支庁建築課)      | ... 同  |
| 同.....                             | ( 同 )            | ... 同  |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 直接請求に必要な有権者の数..... | ...331 |
|--------------------|--------|

### 公 告

|                           |               |        |
|---------------------------|---------------|--------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) | ... 同  |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課) | ...332 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....        | (商業経済交流課)     | ... 同  |
| 同.....                    | ( 同 )         | ...333 |
| 一般競争入札の公告.....            | (病院事業局)       | ...334 |
| 同.....                    | ( 同 )         | ...335 |

## 規 則

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第19号

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県労働委員会事務局組織規則（昭和27年10月県規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄に次の2項を加える。

10 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職員の任免に関すること

11 日々雇用職員のうち個別的に選考することが不適当な場合に包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のもの（以下「包括雇用の日々雇用職員等」という。）以外の者の雇用に関すること  
別表課長専決事項の欄に次の1項を加える。

12 日々雇用職員のうち包括雇用の日々雇用職員等の雇用に関すること

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成20年4月1日前に任免する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員及び同日前に雇用し、又は退職し、若しくは解雇する日々雇用職員に係る事務処理については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第20号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「次のとおり」を「工場又は事業場及びその付近の見取図」に改め、同項各号を削る。

別記様式第1号の備考に次の1項を加える。

3 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第1号の2の備考に次の1項を加える。

4 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第2号の備考に次の1項を加える。

3 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第2号の2の備考に次の1項を加える。

3 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第4号の備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第4号の2の備考に次の1項を加える。

3 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第5号の備考に次の1項を加える。

3 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第6号の備考に次の1項を加える。

3 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第7号の備考に次の1項を加える。

6 本人（法人にあつては、その代表者）が署名した場合は、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**訓 令**

---

## 山形県訓令第3号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令  
 山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1 臨時職員の項中

|                                                                |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 非常勤の調査員及び舎監並びに別に定めるものを除く非常勤嘱託医、警備員及び夜警員の任免に関する事<br>こと。       |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 日々雇用職員のうち包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用の予定期間が15日未満のものの雇用に関する事<br>こと。 |  |  |  |  |  |  |  |

を

|                                                                                                             |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職員の任免に関する事<br>こと。                                                                     |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 日々雇用職員のうち個別的に選考することが不適当な場合に包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のもの（以下「包括雇用の日々雇用職員等」という。）以外の者の雇用に関する事<br>こと。 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 日々雇用職員のうち包括雇用の日々雇用職員等の雇用に関する事<br>こと。                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |

に改める。

別表第2 総務部の項人事課の項職員の任免に関する事。の項部長専決事項の欄第2項を削り、同課の項職員の任免に関する事。の項課長専決事項の欄第1項中「、日々雇用職員（包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用の予定期間が15日未満のもの及び総合支庁において雇用する者を除く。）その他これらに相当する職員」を削り、同部の項危機管理室生活安全調整課の項非常勤職員の任免に関する事。の項、健康福祉部の項児童家庭課の項非常勤職員の任免に関する事。の項及び障がい福祉課の項非常勤職員の任免に関する事。の項、商工労働観光部の項雇用労政課の項非常勤職員の任免に関する事。の項並びに農林水産部の項生産技術課の項非常勤職員の任免に関する事。の項及びエコ農業推進課の項非常勤職員の任免に関する事。の項を削る。

別表第3 総務企画部の項総務課の項非常勤職員の任免に関する事。の項を削る。

別表第4第3号の表(東京事務所長の専決事項)の項中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職員の任免に関すること。
- 2 日々雇用職員のうち包括雇用の日々雇用職員等以外の者の雇用に関すること。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 平成20年4月1日前に任免する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職員及び同日前に雇用し、又は退職し、若しくは解雇する日々雇用職員に係る事務処理については、改正後の別表第1から別表第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県訓令第4号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程(昭和33年5月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「旅費条例」という。」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

第2条を削る。

第2条の2中「その旅行日数に応じて、次表の区分により日額旅費」を「日額1,100円」に改め、同条の表を削り、同条を第2条とする。

第2条の3中「その旅行日数に応じて、次表の区分により日額旅費」を「日額1,100円」に改め、同条の表を削り、同条を第2条の2とする。

第3条を次のように改める。

第3条 職員が、長期の講習、研修等(以下「研修等」という。)を受けるため旅行する場合において、次の各号に掲げるときは、研修等の会場の存する地(以下「研修所所在地」という。)に到着した日の翌日から当該研修所所在地を出発する日の前日までの日数について、当該各号に定める額の日額旅費を支給する。ただし、在勤地と研修所所在地との往復の旅行及び研修等の期間中に一時帰庁するための旅行若しくは見学等のための一時他の地への旅行又は移動研修等で研修所所在地から他の研修所所在地へ移動するための旅行については、普通旅費を支給する。

(1) 自治大学の宿泊所に宿泊するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- |            |    |        |
|------------|----|--------|
| イ 第1部課程の場合 | 日額 | 5,270円 |
| ロ 第3部課程の場合 | 日額 | 6,100円 |

(2) 東北自治研修所の宿泊所に宿泊するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- |             |    |        |
|-------------|----|--------|
| イ 管理者研修の場合  | 日額 | 1,200円 |
| ロ 専門研修の場合   | 日額 | 1,200円 |
| ハ 中堅職員研修の場合 | 日額 | 1,180円 |

(3) 山形県職員研修所において行う研修のため宿泊施設に宿泊するとき

日額 7,470円

(4) 前3号に掲げる宿泊施設以外の宿泊施設に宿泊するとき 別に知事が定める額

第4条及び第4条の2を削り、第5条を第4条とし、第5条の2を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山形県職員日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同

日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部改正）

3 山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の項人事課の項山形県職員日額旅費支給規程に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「第7条」を「第6条」に改める。

山形県訓令第5号

庁 中  
出 先 機 関

昭和33年7月県訓令第27号（県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準）の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

昭和33年7月県訓令第27号（県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準）の一部を次のように改正する。

第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 旅行者が、旅費条例第19条第1号及び第2号の規定による現地経費並びに第7号の規定による現地経費が支給される旅行をした場合において、公用の携帯電話用装置等を携帯したときは、現地経費を支給しない。

第6号後段を削る。

第7号中「公用車」を「公用車等」に、「行程100キロメートル未満の場合には、宿泊した場合を除くほか、日当定額の2分の1に相当する額」を「路程100キロメートル以上の場合には、1日につき200円の現地経費」に改める。

第9号中「基く」を「基づく」に、「日当」を「現地経費」に改める。

第11号イ中「日当定額の2日分及び」を削り、同号ロ中「鉄道」及び「日当定額の3日分及び」を削り、同号ハ中「鉄道」及び「日当定額の4日分及び」を削る。

附 則

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第2号の2、第6号、第7号、第9号及び第11号の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山形県訓令第6号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の2」を「第32条」に、「第41条」を「第40条」に改める。

第4条第1項中「（第31条の2第1項に規定する日々雇用職員に係るものを除く。）」を削る。

第31条の2を削る。

第32条を次のように改める。

第32条 次の各号に掲げる所属において、別表第5の各項のいずれかに該当する非常勤職員（以下「日々雇用職員」という。）を雇用しようとする場合は、当該各号に定める者は、日々雇用職員雇用伺（別記様式第25号）により決裁を受けなければならない。ただし、個別的に選考することが不適当な場合に包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のもの（以下「包括雇用の日々雇用職員等」という。）については、この限りでない。

(1) 本庁の課 所属長

(2) 総合支庁 総合支庁総務企画部総務課長

(3) 出先機関 所管課長

(4) 東京事務所 東京事務所総務広報課長

2 出先機関において、日々雇用職員（包括雇用の日々雇用職員等を除く。）を雇用しようとする場合は、当該出先機関の長は、次項各号に掲げる書類を所管課長に提出しなければならない。

3 第1項の日々雇用職員雇用伺には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴に関する書類

(2) 学歴、経験年数調書

(3) 予算明細書（別記様式第26号）

(4) 資格若しくは免許を有することを証明する書類又はその写し（雇用についての特別の資格又は免許を必要とする場合に限る。）

(5) 就かせようとする職務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、一般職に属する常勤職員の特殊勤務手当の支給対象となる勤務に準じて給与上特別の考慮を必要とする認められる場合における当該職務の内容を具体的に記載した書類

第32条の2を削る。

第33条第1項中「所属長は」を「前条第1項各号に掲げる所属において」に、「当該職員」を「当該各号に定める者は、当該職員」に、「別記様式第28号」を「別記様式第27号」に改める。

第33条の2中「別記様式第29号の2」を「別記様式第28号」に改める。

第34条の見出しを「(退職)」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第37条第1項中「別記様式第31号」を「別記様式第29号」に改める。

第38条第1項中「内申権者は」を「第32条第1項各号に掲げる所属において」に改め、「のうち、山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)別表第2 総務部人事課非常勤職員の任免に関すること。の項部長専決事項の欄第1項に規定する職員」を削り、「非常勤嘱託職員内申書(別記様式第32号)」を「当該各号に定める者は、非常勤嘱託職員任免伺(別記様式第30号)」に、「内申しなければ」を「決裁を受けなければ」に改め、同条第2項中「内申権者は」を「第32条第1項各号に掲げる所属において」に、「職員を」を「嘱託等を」に、「非常勤嘱託職員内申書」を「当該各号に定める者は、非常勤嘱託職員任免伺」に、「内申しなければ」を「決裁を受けなければ」に改める。

第39条を削り、第40条を第39条とし、第41条を第40条とする。

別表第1中「別記様式第33号」を「別記様式第31号」に改める。

別記様式第25号及び別記様式第26号を削り、別記様式第26号の2を別記様式第25号とし、別記様式第27号を別記様式第26号とし、別記様式第28号を別記様式第27号とし、別記様式第29号を削り、別記様式第29号の2を別記様式第28号とし、別記様式第30号を削り、別記様式第31号を別記様式第29号とし、別記様式第32号を削る。

別記様式第32号の2中「非常勤職員任免伺」を「非常勤嘱託職員任免伺」に改め、同様式を別記様式第30号とし、別記様式第33号を別記様式第31号とする。

#### 附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 平成20年4月1日前に雇用し、又は退職し、若しくは解雇する改正後の第32条第1項に規定する日々雇用職員及び同日前に任免する改正後の第38条第1項に規定する嘱託等に係る事務処理については、改正後の山形県職員の人事に関する手続規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県訓令第7号

土 木 部  
置賜総合支庁

綱木川ダム操作規則を次のように定める。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 綱木川ダム操作規則

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条 - 第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条 - 第9条）

第4章 洪水調節等（第10条 - 第14条）

第5章 貯留された流水の放流（第15条 - 第20条）

## 第6章 点検、整備等(第21条 - 第23条)

## 第7章 雑則(第24条)

## 附則

## 第1章 総則

## (通則)

第1条 綱木川ダム(以下「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

## (ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

## (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、毎秒70立方メートル以上である場合における当該流水とする。

## (水位)

第4条 貯水池の水位(以下「水位」という。)は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

## (常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高456.0メートルとする。

## (サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高468.1メートルとする。

## 第3章 貯水池の用途別利用

## (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節(以下「洪水調節等」という。)は、標高456.0メートルから標高468.1メートルまでの容量4,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高440.5メートルから標高456.0メートルまでの容量3,400,000立方メートルのうち最大650,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高440.5メートルから標高456.0メートルまでの容量3,400,000立方メートルのうち最大2,750,000立方メートルを利用して行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

## (洪水警戒体制)

第10条 置賜総合支庁建設部長(以下「建設部長」という。)は、山形地方気象台から東南置賜地方に降雨に関する注意報又は警報が発せられ洪水の発生が予想される場合その他土木部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

## (洪水警戒体制時における措置)

第11条 建設部長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 土木部河川砂防課その他土木部長が定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

## (洪水調節等)

第12条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

## (洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 建設部長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

## (洪水警戒体制の解除)

第14条 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

## (貯留された流水を放流することができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、第12条、第13条、第17条及び第18条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行うことができる。

- (1) 第21条第1項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、土木部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒7.013立方メートルとする。  
（放流の原則）

第16条 建設部長は、放流管から放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（流水の正常な機能の維持のための放流）

第17条 建設部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 建設部長は、最上川の河川環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう、高屋地点の水量が毎秒60立方メートル以下である場合又は長崎地点の水量が毎秒11.3立方メートル以下である場合は、流入量又は前項の規定による放流量のうちいずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

（水道用水の供給のための放流）

第18条 建設部長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、ダム地点において毎秒0.422立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

（放流に関する通知等）

第19条 建設部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（ゲート等の操作）

第20条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、土木部長が定める。

#### 第6章 点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第21条 建設部長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 建設部長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

（観測）

第22条 建設部長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（記録）

第23条 建設部長は、ゲート等を操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、土木部長が定める事項を記録しておかななければならない。

#### 第7章 雑則

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の事項は、土木部長が定める。

#### 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表

| 地 点    | 期 間            | 水 量           |
|--------|----------------|---------------|
| ダム直下地点 | 5月1日から5月19日まで  | 毎秒0.805立方メートル |
|        | 5月20日から9月15日まで | 毎秒0.641立方メートル |
|        | 9月16日から4月30日まで | 毎秒0.415立方メートル |

## 告 示

## 山形県告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                  | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地      |                    | 変更年月日      |
|--------------------------------------|-----------|------------------|--------------------|------------|
|                                      |           | 変 更 前            | 変 更 後              |            |
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 訪問介護      | ふれあい鮭川訪問介護事業所    |                    | 平成20. 3. 1 |
|                                      |           | 最上郡鮭川村大字京塚951番地5 | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 |            |

## 山形県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地       |                    | 変更年月日      |
|--------------------------------------|-------------------|--------------------|------------|
|                                      | 変 更 前             | 変 更 後              |            |
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | ふれあい鮭川指定居宅介護支援事業所 |                    | 平成20. 3. 1 |
|                                      | 最上郡鮭川村大字京塚951番地5  | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 |            |

## 山形県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地      |                    | 変更年月日      |
|--------------------------------------|-------------|------------------|--------------------|------------|
|                                      |             | 変 更 前            | 変 更 後              |            |
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 介護予防訪問介護    | ふれあい鮭川訪問介護事業所    |                    | 平成20. 3. 1 |
|                                      |             | 最上郡鮭川村大字京塚951番地5 | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 |            |

## 山形県告示第218号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 区域及び期間  
 区 域 山形県下一円  
 期 間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類  
 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
 松くい虫が附着している伐採木等（松くい虫の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。
- 4 命令をしようとする理由  
 1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項  
 1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

## 山形県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年3月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字柳川字七夕畑16番2地先から  
同 21番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年3月11日

## 山形県告示第220号

次の開発行為は、完了した。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年1月16日 指令村総建第5027号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市中央東三丁目396 - 1、396 - 2、410 - 2、410 - 7、411、411 - 1、412、413 - 1、414 - 4、414 - 5、1285、410 - 8
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市大字東根甲1390番地の1  
東根市農業協同組合

## 山形県告示第221号

次の開発行為は、完了した。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年2月20日 指令村総建第5031号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市金谷字崩谷地1453番41、1453番48、1453番丙、1453番23の一部、1453番3、1453番15、1453番14の一部、1454番5の一部、1453番2の一部、1453番48先、1453番23先、1453番2先、1453番3、1454番5、1453番13先、1453番15、1453番14先

上山市金谷字追堀1163番2、1441番2先

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上山市美咲町二丁目1番95号

羽陽建設株式会社

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年3月11日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,578人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 229,812人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 67,956人 | 村山市           | 7,738人  | 西村山郡 | 12,692人 |
| 米沢市         | 24,200人 | 長井市           | 8,282人  | 最上郡  | 13,487人 |
| 鶴岡市         | 38,458人 | 天童市           | 16,947人 | 東置賜郡 | 12,169人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 36,376人 | 東根市           | 12,442人 | 西置賜郡 | 9,430人  |
| 新庄市         | 10,716人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,072人  | 東田川郡 | 8,743人  |
| 寒河江市        | 11,658人 | 南陽市           | 9,457人  |      |         |
| 上山市         | 9,800人  | 東村山郡          | 7,674人  |      |         |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年3月11日

山形県知事

齋

藤

弘

## 1 申請のあった年月日

平成20年2月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 F U I G O

(2) 代表者の氏名

玉田 俊郎

(3) 主たる事務所の所在地

東根市大字蟹沢347番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、村山地域において優れた職人氣質と技術、気候風土を活かして発展してきた地場産業のものづくりの気風を新たな時代に継承し、新たな発想のもと、次世代のものづくりの在り方や環境配慮型あるいは循環型の考え方等「ものがたり性」を重視した「衣食住」に関わる商品の開発、販売を通じて、新たな地域ブランドを確立するとともに、新たな生活文化、ライフスタイルを総合的に提案し、県内はもとより国内外に情報を発信していくことにより、村山地域の産業と地域文化の発展、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成20年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 光の子

(2) 代表者の氏名

富塚 美知

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市大塚町28番40号E棟

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害のある学齢期及び学齢期後の子ども達に対し、日常生活を、できるだけ自立できるような生活習慣と、集団生活で適応できる能力を身につけるよう、個々の能力に応じた訓練及び支援をすることにより、よりよい社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山辺町役場において平成20年7月11日まで縦覧に供する。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん山辺店

東村山郡山辺町大字山辺字中丸1621-1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 尾花沢市大字尾花沢5217番地

代表取締役 二藤部 洋

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 荷さばき施設の位置及び面積

- （変更前） 158平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- （変更後） 218平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- （変更前） 29.2立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- （変更後） 27.8立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成20年10月15日

5 届出年月日

平成20年2月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年7月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成20年7月11日まで縦覧に供する。

平成20年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くしびきショッピングプラザ  
鶴岡市大字丸岡字鳥飼121番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 阿部 恵

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小売業を行う者    | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備考 |
|------------|------|------|----|
| 株式会社ヤマザワ   | 午前9時 | 午後9時 |    |
| 株式会社ヤマザワ薬品 |      |      |    |
| 五十嵐茂美      |      |      |    |
| 株式会社セリア    |      |      |    |
| 橋本井園株式会社   |      |      |    |
| 有限会社達商     |      |      |    |

|            |         |         |                               |
|------------|---------|---------|-------------------------------|
| 株式会社ジョイ    | 午前9時30分 | 午後7時30分 | 年間60日は午前6時開店<br>年間120日は午後8時閉店 |
| 株式会社あじまん本舗 | 午前10時   | 午後6時30分 |                               |

(変更後)

| 小売業を行う者    | 開店時刻  | 閉店時刻    | 備考           |
|------------|-------|---------|--------------|
| 株式会社ヤマザワ   | 午前9時  | 午後11時   |              |
| 株式会社ヤマザワ薬品 |       |         |              |
| 五十嵐茂美      |       |         |              |
| 株式会社セリア    |       |         |              |
| 橋本井園株式会社   |       |         |              |
| 有限会社達商     |       |         |              |
| 株式会社ジョイ    | 午前7時  | 午後10時   | 年間60日は午前6時開店 |
| 株式会社あじまん本舗 | 午前10時 | 午後6時30分 |              |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後9時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後9時15分まで。

(変更後) 午前6時45分から午後11時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後11時15分まで。

4 変更年月日

平成20年3月1日

5 届出年月日

平成20年2月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年7月11日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第1項の規定により、医療情報システム運用管理支援業務に関する役務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年3月11日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室2

(2) 日 時 平成20年3月26日(水) 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 医療情報システム運用管理支援業務 一式
  - (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - (4) 業務場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告（平成20年1月29日付け山形県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院医事相談課情報企画係 電話023(685)2626 内線3167
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (2) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Operative management support of Medical information system
  - (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 26, 2008
  - (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2626

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号第1項の規定により、オーダリングシステム保守に関する役務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年3月11日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室2
  - (2) 日 時 平成20年3月26日（水）午前11時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 オーダリングシステム保守 一式
  - (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - (4) 業務場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
    - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
    - (2) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成20年1月29日付け山形県公報第1912号)により公示された資格を有すること。
    - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院医事相談課情報企画係 電話023(685)2626 内線3167
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除
    - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。
  - 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
    - (2) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
    - (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
    - (4) 詳細については入札説明書による。
  - 10 Summary
    - (1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance of Ordering system
    - (2) Time-limit for tender: 11:30 A.M. March 26, 2008
    - (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2626